

別添 4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(令和 2 年 2 月 21 日記載)

今回、施設としては 2 回目の第三者評価受審でした。法人内でも人事異動があるため、勤務年数が長い職員であっても、受審することが、初めてという職員もいる中で、評価機関の方には、なぜ第三者評価を受審するのか、といった基本的なことから説明をしていただきました。

調査項目はとても多く、解釈や用語も難しいですが、受審後、職員からの具体的な感想として、「自分の普段行っている部門だけではなく、施設や法人全体のことを把握することができた」「自分の関心が高い領域と、関わりが薄い領域とでは、習得や理解度に大きな開きを感じた」「受審したことで、職員同士が話し合えるきっかけができた」などの声があがりました。

また利用者調査では、職員と話す機会が少ないことや、職員に気をつけて言いたいことが言えていないことも知り、職員の中にも、もっと話しやすい雰囲気作りや、忙しそうに仕事をしないなど、これから努力しなければいけない気持ちが芽生えたようでした。

評価機関による訪問調査では、調査員さんから職員に対し、私たちの施設や法人が優れている部分などを褒めてくださったようで、「自分たちの施設が、これほど恵まれた環境で仕事ができていることを感謝したい」という職員も多くおり、施設内で「当たり前」と思っていた長所や短所も見えてきました。

建物や設備など古くなってきた箇所もありますので、しっかりと中長期計画を立てながら、修繕なども実施し、利用者の皆さんが快適な生活が送れるようにしていきたいと思えます。

今回、第三者評価機関の皆様や、私たち職員にも多くの労力と時間をかけてこの受審をしました。この経験が当園の糧とし、見つかった課題を 1 つ 1 つ達成できるようにしていきたいと思えます。ありがとうございました。

特別養護老人ホームさかき美山園

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び押印をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。

